

諮問事項 1

岡山県自然環境保全審議会

(全体会議)

平成 23 年 8 月

岡 山 県

目 次

< 諮問事項 1 >

生物多様性おかやま戦略（仮称）の策定について	1
------------------------------	---

生物多様性おかやま戦略（仮称）の策定について

自然保護に関する総合的な施策を推進していくための基本計画である岡山県自然保護基本計画を踏まえ、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する具体的な取組を積極的かつ計画的に推進するため、地域戦略を策定する。

1 戦略の期間

平成25年度から平成34年度の10年間とする。

2 戦略の目標

平成23年3月に策定した岡山県自然保護基本計画（第4次改訂）の計画目標「自然との共生～生物多様性を育む豊かな自然の継承～」を踏まえ、新しい目標を定める。

3 戦略策定にあたっての基本的な考え方

本県の自然的・地域的特徴のほか、県民等の意識や取組状況等も踏まえながら、本県における生物多様性の現状と課題を整理し、生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めるための県民等各主体の担う役割、具体的な取組等を定め、県、市町村、事業者等が今後取り組んでいくべき具体的な方向を示す。

4 戦略の構成案

別添2のとおり

5 進め方等

(1) 進め方

共生プロジェクト推進会議で、戦略策定の具体的な検討を行いつつ、岡山県自然環境保全審議会に諮問し、その答申を受け、戦略を策定する。

策定期間：平成23年度～平成24年度

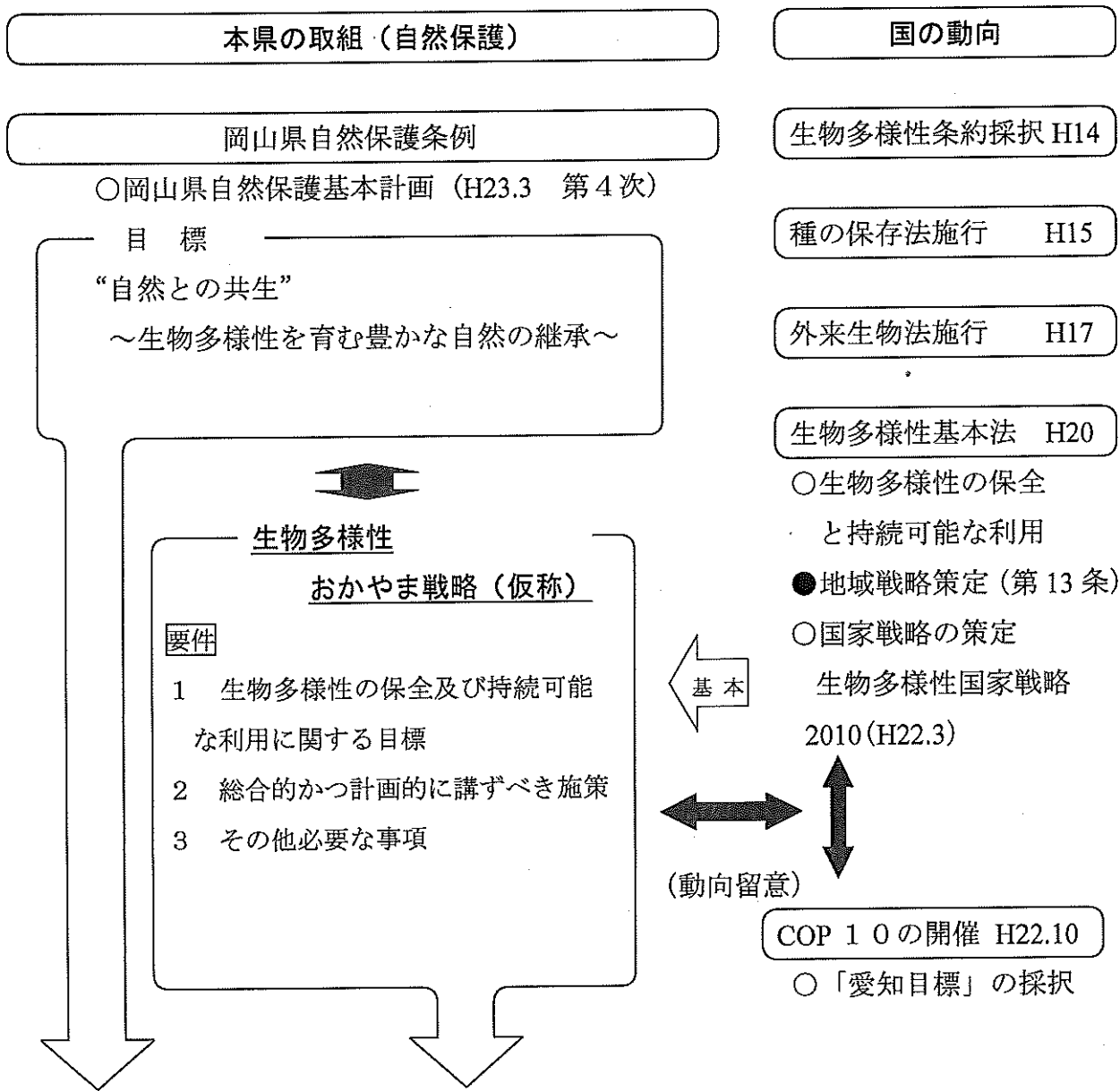
(2) 意識調査等の実施

生物多様性に対する県民・事業者の意識や生物多様性をめぐる県内の自然環境等について、現状の把握・分析を進め、課題を把握するために、次の調査を委託実施する。

- ・生物多様性に係る県民等意識調査
- ・生物多様性おかやま戦略（仮称）策定に係る基礎調査

(3) 策定スケジュール 別添3のとおり

生物多様性おかやま戦略（仮称）の位置づけ



第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）（策定作業中）

- 県政の基本目標：「快適生活県おかやま」の実現
- 長期構想（2020年頃の目指すべき岡山の姿）：
「いきいき岡山」、「きらめき岡山」、「中四国州」
- 中期5カ年計画（H24～28）
19の戦略プログラムの中へ
「未来につなぐ！自然と景観の保全プログラム」

生物多様性おかやま戦略（仮称）の全体構成 （たたき台）

- 1 策定にあたって
 - 策定背景 ○戦略の位置付け ○期間
- 2 生物多様性を取り巻く情勢
 - (1)おかやまの自然環境
 - ①自然的特徴
 - 気候、地形・地質、動物・植物相
 - ②地域的特徴
 - 中国山地
 - 吉備高原（里地里山）
 - 県南平野部
 - 瀬戸内沿岸
 - 三太河川、湖沼
 - ③社会的特徴
 - 土地利用、伝統文化
 - 自然史、市町村史
 - 県民、事業者の意識 など
 - (2)おかやまの生物多様性における現状と課題
 - （4つの危機）
 - ①人間活動や開発による危機
 - ②人間活動の縮小による危機
 - ③人間によって持ち込まれたものによる危機
 - ④地球温暖化による影響 など
- 3 目標
 - 岡山県の目指す姿 ○目標 ○施策の方向性
- 4 行動計画
 - (1)生物多様性の保全
 - 重要地域の保全
 - 野生動植物種の保護
 - 生息・生育環境の保護
 - 移入種対策 など
 - (2)生物多様性の持続可能な利用
 - 産業別の取組
 - 地域資源としての活用 など
 - (3)行動計画を支える基盤整備
 - 県民意識の醸成（普及啓発）
 - 研究・教育の充実
 - 多様な主体との連携・協働 など
- 5 先導的プロジェクト
 -
 -
- 6 推進体制
 - 様々な主体に期待される役割、連携
 - 進行管理

生物多様性おかやま戦略(仮称)策定に係るスケジュール(案)

時期	自然環境保全審議会	共生プロジェクト推進会議	その他
23年度 6月			・生物多様性に係る県民等意識調査委託
7月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回会議(22日) ・戦略策定の趣旨 ・生物多様性の現状と課題 ・戦略の構成イメージ(たたき台) ・委託状況の報告(意識調査、基礎調査) ・スケジュール 	・基礎調査委託
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回会議(19日) ・諮問 ・戦略策定の趣旨 ・生物多様性の現状と課題 ・戦略の構成イメージ(たたき台) ・委託状況の報告(意識調査、基礎調査) ・スケジュール 		
9月			
10月			
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回会議(下旬) ・戦略の構成イメージの修正協議 ・意識調査結果報告 ・基礎調査中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回会議(上旬) ・戦略の構成イメージの修正協議 ・意識調査結果報告 ・基礎調査中間報告 	
12月			
1月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3回会議(下旬) ・骨子案の検討 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3回審議会(中旬) ・骨子案の検討 		
3月			
24年度 4月			
5月			
6月			
7月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4回会議(中旬) ・素案の検討 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4回審議会(中旬) ・素案の検討 		
9月			・パブリックコメント(9月下旬～10月下旬)
10月			
11月			
12月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 第5回会議(下旬) ・原案の検討 	
1月			
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第5回審議会(上旬) ・答申 		

諮問事項 2～5

岡山県自然環境保全審議会

(全体会議)

平成23年8月

岡 山 県

目 次

<平成23年8月19日付け諮問事項2>

第11次鳥獣保護事業計画の策定について 1

<平成23年8月19日付け諮問事項3～5>

特定鳥獣保護管理計画の策定について 5

第 1 1 次鳥獣保護事業計画の策定について

鳥獣保護事業計画は、国の定める『鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）』に即して、地域における鳥獣の生息状況等に応じて、県が行う鳥獣保護事業の実施に関して定める計画である。

現行の第 1 0 次鳥獣保護事業計画は今年度末を期限としているため、平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの次期計画を次のとおり策定する。

鳥獣保護事業計画の内容（鳥獣保護法第 4 条に規定）

- (1) 鳥獣保護事業計画の計画期間
- (2) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- (3) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (4) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- (5) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- (6) 特定計画の作成に関する事項
- (7) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- (8) 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 第 1 0 次鳥獣保護事業計画書（別添）

2 第 1 1 次鳥獣保護事業計画に係る国の基本指針について（P 3～P 4）

3 策定スケジュール（予定）

平成23年 8月19日	<u>自然環境保全審議会（諮問）</u>
下旬	国基本指針 告示(予定)
10月	素案の作成
11月	<u>自然環境保全審議会</u>
	素案の修正
12月	パブリックコメントの実施（県民等の意見聴取）
平成24年 1月	原案の作成
2月	<u>自然環境保全審議会（答申）</u>
	計画の策定
	県議会への報告
3月	計画の告示

第11次鳥獣保護事業計画に係る国の基本指針について

1 基本指針について

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という）は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条に基づき、5年おきに環境大臣が定めるもの。

都道府県知事は、基本指針に即して 鳥獣保護事業計画を定める。

なお、今回の基本指針は第11次となり、平成24年4月～29年3月までの第11次鳥獣保護事業計画のもととなるものである。

2 主な変更点

(1) 生物多様性の保全

鳥獣の保護管理は生物多様性の保全において重要であり、生物多様性基本法やCOP10の成果を踏まえて推進。外来生物対策においても重要な役割を果たしていることを認識。

- 鳥獣保護管理は生物多様性基本法の趣旨を踏まえることを規定
- 鳥獣保護管理がCOP10新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることに留意することを明記
- 鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加の影響による植生被害や裸地化等のように、生物多様性が損なわれるおそれがあることを明記
- 外来鳥獣の捕獲促進のため、有害鳥獣の捕獲許可等において外来鳥獣等については捕獲数の見直しを行うなどの措置

(2) 特定鳥獣の保護管理の推進

特定鳥獣の管理においては、科学的・計画的な保護管理が重要であり、特定計画の推進等一定の成果はあるものの、人材の確保と育成、個体数調整を促進するための方策等の課題も明らかになっている。新たな体制検討の必要性とともに、地域ぐるみの活動の重要性を認識。

- 鳥獣被害防止特措法、生物多様性保全活動促進法との連携・活用を記載し、地域ぐるみの活動推進の必要性を記載
- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「有害鳥獣捕獲」の項を設け、地域ぐるみで有害鳥獣捕獲を図るために、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要であること、鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携が必要であることを明記

- 狩猟者の確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めることを明記
- 効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドライン等により普及を図ることを明記
- 確保を図るべき人材として、地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材を加筆
- 都道府県の鳥獣部局と、鳥獣被害防止特措法に基づいて被害対策を実施する市町村が連携を図る旨を明記
- 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することを明記
- 複数人により、銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を補助者として含むことを認める規定の追加（特区制度の全国展開）
- 空気銃による有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲の対象鳥獣の拡大

(3) 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等感染症対策は、生物多様性保全にも寄与するとともに、社会的経済的なニーズも大きいことから、積極的に推進。

- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「感染症」を設け、人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、公衆衛生、家畜、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することを加筆
- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の野生鳥獣が感染し、人や家畜等に伝播しうる感染症について、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣の感染状況等に関する調査や感染防止対策等を実施する旨を明記
- 傷病鳥獣救護における感染症対策について、家畜伝染病への留意について加筆
- 安易な餌付けの防止を図るとともに、餌付けや給餌を実施する際には、感染症の拡大、伝播につながらないように配慮することを明記
- 感染症への対応について、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症に関する対応について加筆

(4) その他

- 愛がんのための飼養目的での捕獲については、昭和32年の鳥獣審議会答申において「本来捕獲を禁止すべき」、昭和53年の自然環境保全審議会答申においても「廃止することが望ましい」とされており、現在はメジロのみが許可対象となっているが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討することについても明記

特定鳥獣保護管理計画の策定について

本県では、人と野生鳥獣との様々な軋轢を軽減して共生できる社会の実現を目指し、絶滅のおそれのある鳥獣、あるいは農林水産業等への被害が深刻化している有害鳥獣について生息状況を踏まえた適切な個体数調整を行うため、専門家や地域の幅広い関係者の合意の下、『特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）』をツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの3獣種について策定している。

現行の特定計画は何れも今年度末を期限としているため、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの次期計画を次のとおり策定する。

特定計画の内容（鳥獣保護法第7条に規定）

- (1) 特定鳥獣の種類
ツキノワグマ【諮問事項3】、ニホンジカ【諮問事項4】、イノシシ【諮問事項5】
- (2) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- (3) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (4) 特定鳥獣の保護管理の目標
- (5) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (6) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- (7) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

1 岡山県における特定鳥獣保護管理計画について（P6～P10）

2 策定スケジュール（予定）

平成23年7月19日	野生鳥獣保護管理対策協議会
8月19日	<u>自然環境保全審議会（諮問）</u>
10月	素案の作成
	野生鳥獣保護管理対策協議会
11月	<u>自然環境保全審議会</u>
	素案の修正
12月	公聴会（県民等の意見聴取）
平成24年1月	原案の作成
	野生鳥獣保護管理対策協議会
2月	<u>自然環境保全審議会（答申）</u>
	計画の策定
	県議会への報告
3月	計画の告示

岡山県における特定鳥獣保護管理計画について

1 現行計画の概要

特定鳥獣名	ツキノワグマ (H12～)	ニホンジカ (H15～)	イノシシ (H18～)
計画期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日まで (第10次鳥獣保護事業計画期間内)		
計画区域	岡山県全域 (島嶼部を除く)	岡山県東部6市6町1村 (備前市鹿久居島を除く)	岡山県全域 (備前市鹿久居島を除く)
保護管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保護管理体制を整備し絶滅の危機から回避 ・一時的な進入個体を含め最低限現状(10頭)程度の生息を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数の半減 ・生息密度の低減 ・生息分布域の拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の半減(約1億円まで低減)
個体数調整の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟による捕獲を禁止 ・出没時対応基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(11/15～2月末日) ・捕獲頭数制限の緩和(♂2, ♀1 計3頭/日/人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長(11/15～2月末日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなの輪直径の規制緩和(12cm→15cm以下) ・有害鳥獣捕獲及び広域一斉捕獲の推進 ・狩猟者確保(「わな猟免許」等狩猟免許取得の促進) 	
備考	第3期計画	第2期計画	

2 現況等

特定鳥獣名	ツキノワグマ	ニホンジカ	イノシシ
生息や被害の状況	東中国個体群の生息域に係る3県(兵庫・鳥取・岡山)の取組によって、生息数は現行計画の策定時に比べて増加していると考えられる。	生息密度が高まり、生息域も計画対象の県東部を超えて西部に拡大傾向にある。 捕獲数は第1次計画策定時(H14)の4倍以上まで増えているが、農林業被害額は増加傾向にある。	捕獲数は、区域単位で見ると増減があるものの、全体的に見ると漸増傾向である。 農作物被害は、防護や捕獲の取組にも関わらず、引き続き深刻な状況に変わっていない。

3 見直しの方向性

特定鳥獣名	ツキノワグマ	ニホンジカ	イノシシ
計画期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（第11次鳥獣保護事業計画期間内）		
計画区域	岡山県全域 （島嶼部を除く）	岡山県全域 （備前市鹿久居島を除く）	岡山県全域 （備前市鹿久居島を除く）
保護管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>住民の安全・安心を確保する</u> ・保護管理体制を整備し絶滅の危機から回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減 ・農林業被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息密度の低減 ・農作物被害の軽減
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出没時の対応基準の見直し(有害獣捕獲)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>計画区域の拡大</u> ・<u>狩猟期間の延長</u> ・<u>捕獲頭数制限の緩和</u> ・<u>くくりわなの輪の直径の規制緩和</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>狩猟期間の延長</u> ・<u>くくりわなの輪の直径の規制緩和</u>

4 計画策定の進め方

- (1) 近隣県での見直しの状況を踏まえ、岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会*において協議・検討を行う。
- (2) 当協議会での協議結果を踏まえ、岡山県自然環境保全審議会での審議を行う。
- (3) 利害関係者からの意見を広く聴取するため、県民局単位で公聴会を3回開催する。

計画策定までの日程(予定)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	7/19			○			○		
公聴会						○			
審議会		8/19			○			○	

基本的な考え方の協議

素案の協議

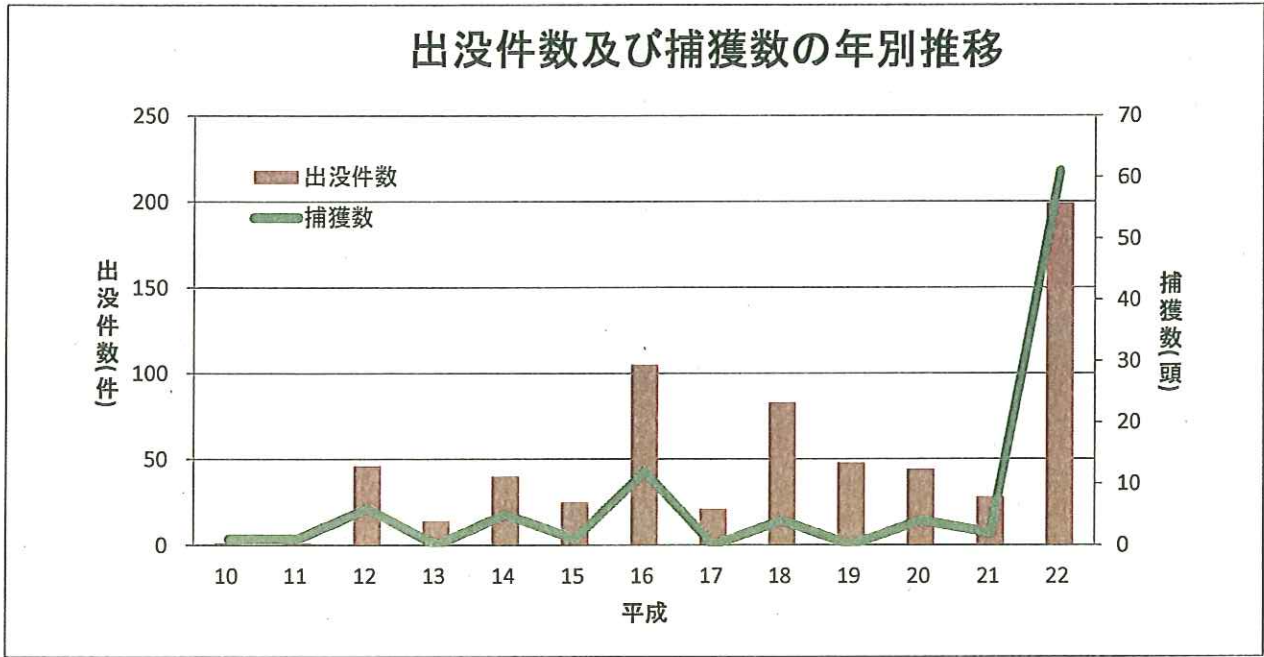
原案の検討

*岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会（会長：千葉喬三 委員数：15名）

学識経験者、調査研究機関、鳥獣保護団体、農業等団体、狩猟者団体、行政機関で構成

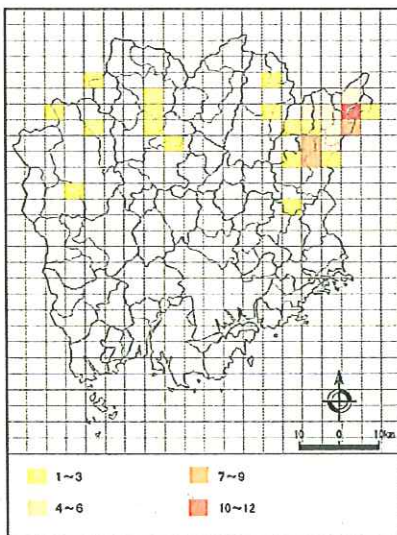
ツキノワグマの生息状況等の推移

出没件数及び捕獲数の年別推移

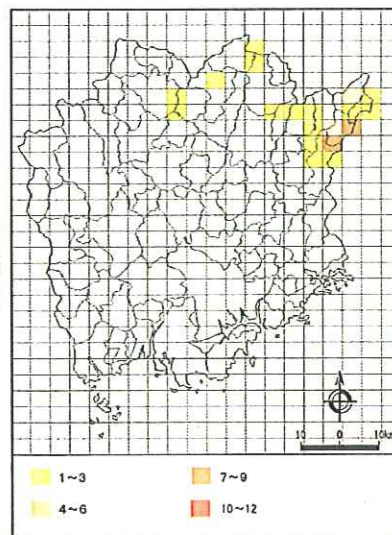


年	第1次計画			第2次計画					第3次計画				
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
出没件数(件)	1	1	46	14	40	25	105	21	83	48	44	28	199
捕獲数(頭)	1	1	6	0	5	1	12	0	4	0	4	2	61
(うち錯誤)	(1)	(1)	(3)	0	(3)	(1)	(6)	0	(1)	0	(4)	(2)	(57)

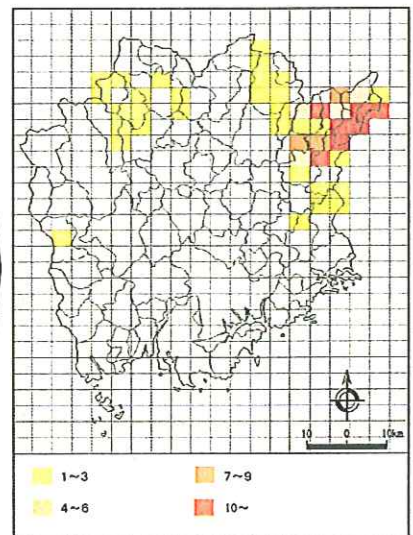
○出没件数の推移



平成18年度

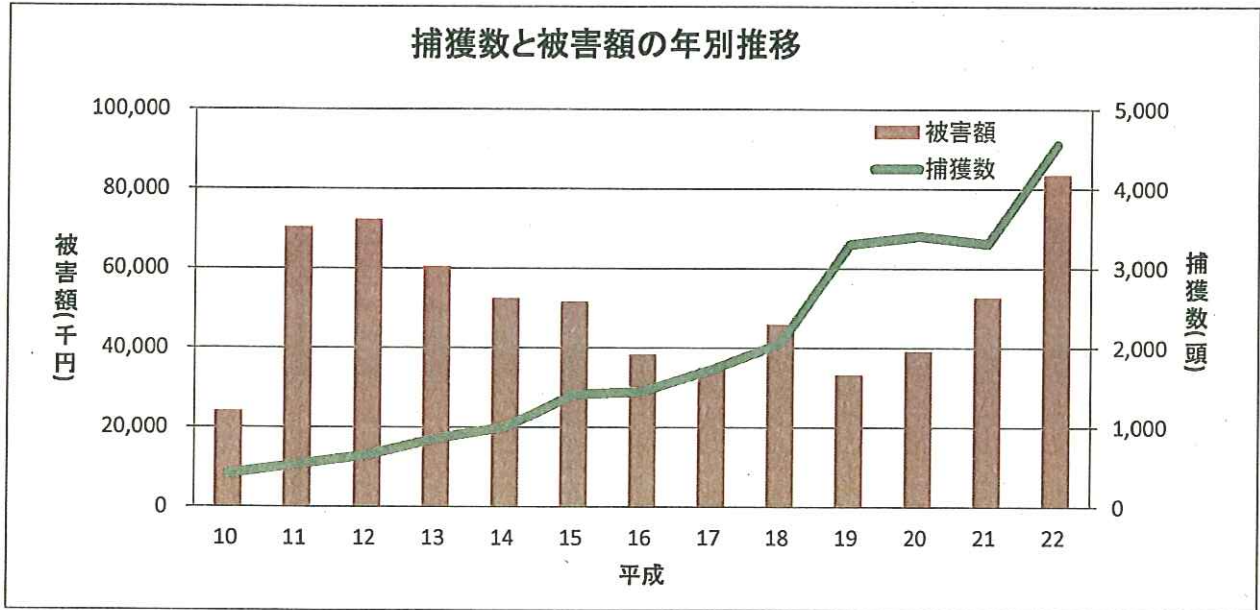


平成20年度



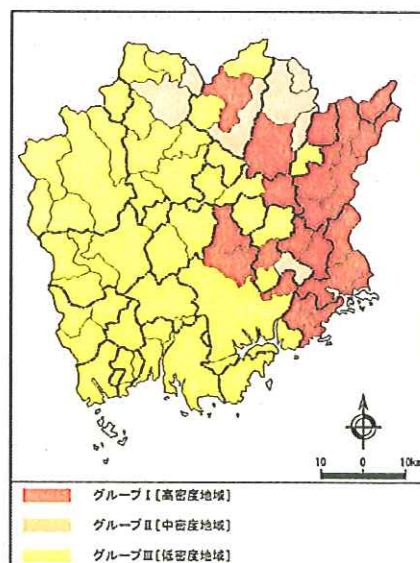
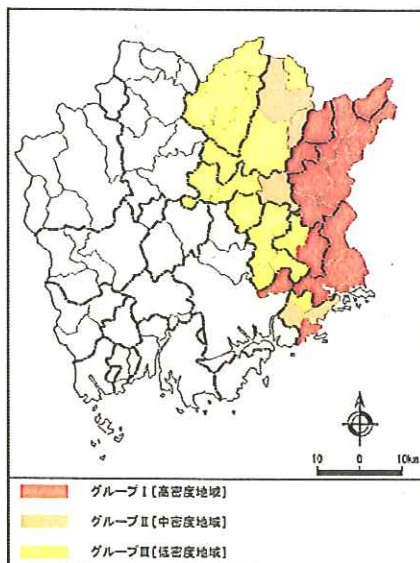
平成22年度

ニホンジカの生息状況等の推移



年	第1次計画					第2次計画								
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
被害額(千円)	24,092	70,382	72,313	60,532	52,469	51,557	38,406	34,912	45,870	33,200	39,192	52,698	83,614	
捕獲数(頭)	狩猟	239	325	377	481	645	759	857	1,001	887	2,206	1,796	1,483	1,890
	有害	179	211	275	379	361	655	598	728	1,175	1,099	1,612	1,829	2,666
	計	418	536	652	860	1,006	1,414	1,455	1,729	2,062	3,305	3,408	3,312	4,556

○生息密度の推移

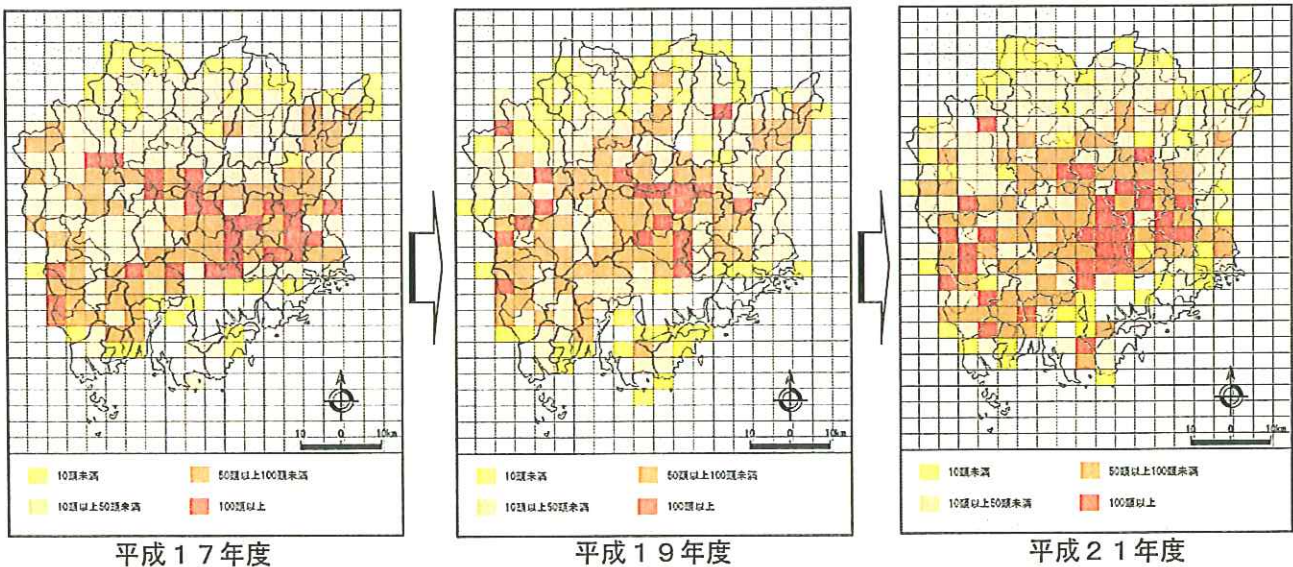


イノシシの生息状況等の推移



年	第1次計画								第2次計画					
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
被害額(千円)	218,890	235,596	214,149	199,910	227,280	240,471	198,649	178,910	168,862	158,378	139,736	148,498	177,989	
捕獲数(頭)	狩猟	3,929	4,602	4,814	6,552	7,106	7,219	9,117	8,345	6,337	5,446	6,306	6,839	9,914
	有害	2,083	3,270	4,358	4,300	5,519	5,550	6,590	5,038	4,383	4,874	6,473	6,136	10,703
	計	6,012	7,872	9,172	10,852	12,625	12,769	15,707	13,383	10,720	10,320	12,779	12,975	20,617

○捕獲数の推移



第 10 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成19年 4 月 1 日から

5 年間

平成24年 3 月 31日まで

岡 山 県

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区指定	1
(1)	方針	1
ア	指定に関する中長期的な方針	1
イ	指定区分ごとの方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
ア	鳥獣保護区の指定計画	3
(ア)	森林鳥獣生息地の保護区	3
(イ)	大規模生息地の保護区	3
(ウ)	集団渡来地の保護区	3
(エ)	集団繁殖地の保護区	3
(オ)	希少鳥獣生息地の保護区	3
(カ)	生息地回廊の保護区	3
(キ)	身近な鳥獣生息地の保護区	3
イ	既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2	特別保護地区の指定	5
(1)	方針	5
ア	指定に関する中長期的な方針	5
イ	指定区分ごとの方針	5
(2)	特別保護地区指定計画	6
3	休猟区の指定	7
(1)	方針	7
(2)	休猟区指定計画	7
(3)	特例休猟区指定計画	7
4	鳥獣保護区の整備等	8
(1)	方針	8
(2)	整備計画	8
ア	管理施設の設置	8
イ	利用施設の整備	8
ウ	調査、巡視等の計画	9
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況	9
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1	鳥獣の人工増殖	9
(1)	方針	9
(2)	人工増殖計画	9
2	放鳥獣	9

(1) 方針	9
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	10
(3) 放獣計画	10
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可する場合の基本的考え方	10
(3) わなの使用に当たっての許可基準	11
(4) 許可に当たっての条件の考え方	11
(5) 許可権限の市町村長への移譲	11
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	11
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	12
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	12
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
2 学術研究を目的とする場合	12
(1) 許可権者	12
(2) 許可基準	13
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	14
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	14
ア 鳥獣による被害の状況	14
イ 被害防止対策	15
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	15
ア 予察表	15
イ 予察表に係る方針等	16
(3) 鳥獣の適正管理の実施	16
ア 方針	16
イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	16
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	17
ア 方針	17
イ 許可権者	17
ウ 許可基準	18
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	19
ア 方針	19
イ 指導事項の概要	19
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	19
5 その他特別の事由の場合	19
(1) 学術研究及び有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等について許可基準の設定	19
ア 許可権者	19

イ	許可基準	20
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	21
1	特定猟具使用禁止区域の指定	21
	(1) 方針	21
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	21
	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	22
2	特定猟具使用制限区域の指定	23
3	猟区設定のための指導	23
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	23
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	23
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	24
1	基本方針	24
2	鳥獣保護対策調査	24
	(1) 方針	24
	(2) 鳥獣生息分布調査	24
	(3) 希少鳥獣等保護調査	24
	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	24
	(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	24
3	狩猟対策調査	25
	(1) 方針	25
	(2) 狩猟鳥獣生息調査	25
	(3) 放鳥効果測定調査	25
	(4) 狩猟実態調査	25
4	有害鳥獣対策調査	25
	(1) 方針	25
	(2) 調査の概要	25
第八	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	26
1	鳥獣保護思想の普及	26
	(1) 方針	26
	(2) 事業の年間計画	26
	(3) 愛鳥週間行事等の計画	26
2	野鳥の森等の整備	26
3	安易な餌付けの防止	27
	(1) 方針	27
	(2) 年間計画	28

4	法令の普及徹底	28
(1)	方針	28
(2)	年間計画	28
第九	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	29
1	鳥獣行政担当職員	29
(1)	方針	29
(2)	設置計画	29
(3)	研修計画	29
2	鳥獣保護員	30
(1)	方針	30
(2)	設置計画	30
(3)	年間活動計画	30
(4)	研修計画	30
3	保護管理の担い手の育成	31
4	鳥獣保護センター等の設置	31
5	取締り	31
(1)	方針	31
(2)	年間計画	31
6	必要な財源の確保	31
第十	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	31
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	31
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	32
(1)	希少鳥獣	32
(2)	狩猟鳥獣	32
(3)	外来鳥獣等	32
3	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	32
4	狩猟の適正管理	32
5	入猟者承認制度に関する事項	32
6	指定猟法禁止区域	32
7	鳥類の飼養の適正化	33
(1)	方針	33
(2)	飼養適正化のための指導内容	33
8	販売禁止鳥獣等	33
9	傷病鳥獣救護の基本的な対応	33
10	人獣共通感染症への対応	34
	【参考】第1次～第9次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区・休猟区の指定状況	35

第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

このような観点から、本県においては、第9次鳥獣保護事業計画終了時点で、69箇所、28,948haを指定しており、野生生物の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

一方、中山間地域をはじめとする過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加等の社会・経済活動や生息環境の変化等様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ、カラス等による農林水産被害が依然として高い水準で発生しており、鳥獣保護区指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、人と鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全に資するためにも、環境大臣の定める基準に基づき、第1次～第9次鳥獣保護事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則として、昨今のイノシシ等鳥獣被害の実態を考慮しながら、重点的な保護区の配置とその指定効果を高めるため保護施設等の充実に努めるものとし、指定期間は、原則として10年とする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている森林地域について指定するものとし、既指定の鳥獣保護区52箇所(24,597ha)のうち、本計画期間中に期間満了を迎える16箇所(5,116ha)を期間更新する。

(イ) 大規模生息地の保護区

本県において、地形的条件等により本区分に該当する適地はない。

(ロ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼、湿地等のうち必要な地域について指定するものとし、既指定保護区では、1ヶ所、1,000haを指定している。本計画期間中の指定計画はない。

(ハ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定するものであるが、現在その指定はない。本計画期間中に指定の計画はない。

(ニ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省レッドリスト若しくは県レッドデータブックに絶滅のおそれのある種として掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものであるが、現在その指定はない。本計画期間中の指定計画はない。

(ホ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯等で、その移動経路となっている地域又は保護区に指定することによってその機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものであるが、現在その指定はない。本計画期間中の指定計画はない。

(ヘ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

既指定鳥獣保護区16箇所(3,351ha)のうち、本計画期間中に期間満了を迎える11箇所(2,596ha)のうち10箇所(2,376ha)を期間更新し、イノシシ被害の増加と周辺の特定猟具使用禁止区域(銃猟)との一体性を図るため、笠井山(220ha; H21年期間満了)については、特定猟具使用禁止区域(銃猟)に指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	48	52	箇所											
	面積	14,400ha	24,597ha	変動面積	ha							ha			
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha							ha			
集団渡来地	箇所		1	箇所											
	面積		1,000ha	変動面積	ha							ha			
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha							ha			
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha							ha			
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha							ha			
身近な鳥獣生息地	箇所		16	箇所											
	面積		3,351ha	変動面積	ha							ha			
計	箇所		69	箇所											
	面積		28,948ha	変動面積	ha							ha			

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)			
														52
ha							ha							24,597
							ha							
ha							ha							1
														1,000
ha							ha							
ha							ha							
ha							ha						△ 1	15
													△ 220	3,131
ha							ha						△ 1	68
													△ 220	28,728

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

(7) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区
該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区
該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区
該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区
該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成19年度	森林鳥獣生息地	たけべの森	期間更新	600		600	19年11月1日から 29年10月31日まで		
	〃	高妻山	〃	580		580			
	〃	木山	〃	316		316			
	身近な鳥獣生息地	三徳	〃	194		194			
	〃	真鍋中学校	〃	150		150			
	〃	里庄美しい森	〃	17		17			
計	〃	萬歳小学校 7ヶ所	〃	18		18			
				1,875		1,875			
平成20年度	森林鳥獣生息地	宇甘溪	期間更新	424		424	20年11月1日から 30年10月31日まで		
	〃	木倉	〃	66		66			
	〃	向山	〃	350		350			
	〃	健康の森	〃	250		250			
	〃	神庭の滝	〃	45		45			
	〃	自然公園 櫃ヶ仙	〃	450		450			
計	身近な鳥獣生息地	酒津 7ヶ所	〃	45		45			
				1,630		1,630			
平成21年度	森林鳥獣生息地	王子ヶ岳	期間更新	370		370	21年11月1日から 31年10月31日まで		
	〃	白石島	〃	278		278			
	〃	富西谷	〃	55		55			
	身近な鳥獣生息地	旭川湖	〃	360		360			
	〃	笠井山	満了	220	-220	0			
計		5ヶ所		1,283	-220	1,063		イシ被害増大等のため	特定猟具使用禁止区域(銃猟)に指定
平成22年度	森林鳥獣生息地	金甲山	期間更新	560		560	22年11月1日から 32年10月31日まで		
	〃	和意谷	〃	16		16			
	〃	用郷	〃	700		700			
	〃	勝山美しい森	〃	56		56			
	身近な鳥獣生息地	貝殻山	〃	513		513			
	〃	閑谷	〃	125		125			
計		6ヶ所		1,970		1,970			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 ha	異動面積 ha	異動後の面積 ha			
平成23年度計	身近な鳥獣生息地	井山	期間更新	500		500	23年11月1日から 33年10月31日まで " "		
	"	湯原湖 2ヶ所	"	454 954		454 954			
合計		27ヶ所		7,712	-220	7,492			

(参考)

計画期間内に変更計画(期間更新含む)のない既指定鳥獣保護区

鳥獣保護区の分類	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	36	19,481
集団渡来地	1	1,000
身近な鳥獣生息地	5	755
計	42	21,236

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を必要とする場所について地権者と協議のうえ計画し、指定する。指定期間は原則として鳥獣保護区の指定期間に合わせるものとする。

イ 指定区分ごとの方針

森林鳥獣生息地の保護区において、既指定特別保護地区11箇所(1,220ha)のうち、本計画期間中に期間満了を迎える3箇所(101ha)の特別保護地区について引き続き指定する。

また、その他の指定区分の保護区における指定の計画はない。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	26	11	箇所	2			1		3					
	面積	1,230ha	1,220ha	変動面積	85ha			16		101	ha				
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団渡来地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
計	箇所			箇所	2			1		3					
	面積			変動面積	85ha			16		101	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
						2			1		3	0	11
ha						85ha			16		101	0	1,220
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						2			1		3	0	11
ha						85ha			16		101	0	1,220

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成19年度	森林鳥獣生息地	高妻山	580ha	19年11月 1日より 29年10月31日まで	55ha	19年11月 1日より 29年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計	"	木山 2箇所	316 896	"	30 85	"			"
平成22年度	森林鳥獣生息地	和意谷	16ha	22年11月 1日より 32年10月31日まで	16ha	22年11月 1日より 32年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
		1箇所	16		16				
合 計		3箇所	912		101				

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖と鳥獣による農林作物被害の実態を考慮し、地元市町村、猟友会等と協議のうえ、合意の得られた2箇所(3,250ha)を計画期間中に指定する。指定期間は3カ年を原則として、極力河川、道路等の容易に確認できる区域線により指定するものとする。

なお、休猟区のうち、その全部又は一部について、特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の狩猟を行うことのできる特例休猟区の指定については、計画期間中の指定はないが、必要に応じて検討を行うものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成20年度 計	新見市豊永赤馬	豊永赤馬 1 箇所	1,890ha	3年	
平成22年度 計	新見市哲多町田淵	荒戸山 1 箇所	1,360	3年	
合 計		2 箇所	3,250		

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
	計画なし					

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、標識の設置等区域の明確化を図るとともに、生息環境の整備を促進するため、食餌苗木の植栽や解説・案内版等の設置に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

(第7表)

区 分	平成19年度	平成20年度
標識類の整備 (制札・案内板)	(制札) 鳥獣保護区 更新 7箇所×15本 = 105本 特別保護地区 指定 2箇所×15本 = 30本 (案内板) 鳥獣保護区 更新 7箇所×1本 = 7本	(制札) 鳥獣保護区 更新 7箇所×15本 = 105本 (案内板) 鳥獣保護区 更新 7箇所×1本 = 7本

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(制札) 鳥獣保護区 更新 5箇所×15本 = 75本 (案内板) 鳥獣保護区 更新 5箇所×1本 = 5本	(制札) 鳥獣保護区 更新 6箇所×15本 = 90本 特別保護地区 指定 1箇所×15本 = 15本 (案内板) 鳥獣保護区 更新 6箇所×1本 = 6本	(制札) 鳥獣保護区 更新 2箇所×15本 = 30本 (案内板) 鳥獣保護区 更新 2箇所×1本 = 2本	

イ 利用施設の整備

野鳥観察の適する場所への解説板の設置、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区を中心として食餌木の植栽を行う。

(第8表)

区 分	平成19年度	平成20年度
観察路、観察舎等の整備	解説板設置 2箇所×1基 = 2基	解説板設置 2箇所×1基 = 2基
その他の施設等の整備	食餌木植栽 5箇所×200本 = 1,000本	食餌木植栽 5箇所×200本 = 1,000本

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
食餌木植栽	5箇所×200本 = 1,000本	食餌木植栽 5箇所×200本 = 1,000本	食餌木植栽 5箇所×200本 = 1,000本

ウ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理員等	箇所数	69	69	68	68	68
	人数	89	89	89	89	89
管理のための調査の実施		1 標識・制札等の管理 2 違法捕獲等の取り締まり 3 利用者の指導 4 鳥獣の生息状況調査				

- (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要
 既指定鳥獣保護区において、必要に応じ、市町村等関係機関と調整を図りながら、鳥獣の生息環境の改善を目的とした保全事業の実施に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

キジの人工増殖について、放鳥計画に対応できる生産量及び優良種を確保するため、県内の生産者の育成・指導に努める。

(2) 人工増殖計画

(第10表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成19年度 ～ 平成23年度			キジ	・(社)岡山県猟友会 (委託生産) ・巡回指導 ・人工孵化、放鳥方法等	

2 放鳥獣

(1) 方針

キジについて、引き続き、放鳥場所の生息環境等を考慮しながら生息数の増加を図る必要のある鳥獣保護区、休猟区等において、1箇所当たり50羽程度を放鳥する。

放鳥するキジについては、放鳥効果を把握するため、標識を付し、標識回収による追跡調査等を実施する。

また、生産者に対し、放鳥するキジについて、感染症等の防止対策として衛生管理の徹底や健康状態の確認等について指導を行う。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第11表)

種類名	放鳥の地域	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
キジ	鳥獣保護区 休猟区等	50箇所	2,500羽	50箇所	2,500羽	50箇所	2,500羽	50箇所	2,500羽	50箇所	2,500羽
		14箇所	700羽	14箇所	700羽	14箇所	700羽	14箇所	700羽	14箇所	700羽
			3,200羽		3,200羽		3,200羽		3,200羽		3,200羽

(第12表)

種類名	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	3,200羽			3,200羽			3,200羽			3,200羽			3,200羽		

(3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画はなく、放獣は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等を行う場合はこの限りではない。
- ウ 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- カ 法第36条及び同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

- ア 学術研究を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
- イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲又は採取等は、現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

- ウ 特定計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。
- エ その他特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。
なお、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。
- (ア) 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。
 - (イ) 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
 - (ロ) 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
 - (ハ) 個人が自らの慰楽の愛がんのために飼養する目的で捕獲する場合。
 - (ニ) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
 - (ホ) 鶺鴒飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
 - (ヘ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的で捕獲又は採取する場合。
 - (ヘ) 前各号に掲げるもののほか環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡目的等鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的で捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たつての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（ただし、輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、上記基準によらないことができるものとする。）

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アの(ア)に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たつての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たつての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性、生活環境、農林水産業等への被害状況並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に委譲し、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。

(6) 捕獲実施に当たつての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たつては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、囲いわなやツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなの使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対しては、ツキノワグマ保護管理計画に基づき迅速かつ安全な放獣が実施できるよう体制の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、必要に応じ捕獲のデータについての報告を求めるものとする。特に、傷病鳥獣の保護捕獲については、鳥獣保護センターとの連携によりデータを収集し、保護管理の基礎資料としての活用を努めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 許可権者

(第13表)

区分	鳥 獣 等
知 事	ア 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 イ かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等

※次の場合は環境省地方環境事務所長権限

(ア) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等、(イ) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等、(ウ) かすみ網を使用する猟法による捕獲等

(2) 許可基準

(第14表)

ア 原則	<p>研究目的を達成するための必要不可欠な捕獲で、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。</p> <p>(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。</p> <p>(エ) 原則として、研究成果が一般に公表されるものであること。</p>
イ 許可対象者	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
ウ 鳥獣の種類・数	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)
エ 捕獲期間	1年以内とする。
オ 捕獲区域	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(特定猟具使用の場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとする。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
カ 捕獲方法	<p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>(イ) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p>
キ 捕獲等又は採取等後の措置	<p>原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。</p> <p>(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p>

※ただし、特定鳥獣保護管理計画を策定した鳥獣については、この基準に加え、計画書に記載された内容によることとする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

ア 鳥獣による被害の状況

野生鳥獣による農林水産業の被害は、ここ10年程度の間は4～5億円程度で推移している。獣類による被害は、全体の66%を占め、イノシシによる被害は漸減傾向にあるものの約4割と突出している。シカ、サルについては、1割弱を占め漸減傾向にある。鳥類では、カワウによる水産業被害が増加の傾向にある。

平成17年度の被害について地域別にみると、イノシシの被害発生地域は拡大傾向にあり全県下に及んでいる。シカは県東部地域を中心に発生し、勝英地域で約7割を占めている。サルは県西部地域を中心に新見、高梁、真庭地域で約8割となっている。カワウについては、備前、真庭地域で被害が拡大している。

(参考)

[全県の被害額]

(単位：千円)

年度	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	
平元	99,459	58,308	--	117,004	274,771	69,118	18,092	--	117,110	204,320	479,091
6	110,855	63,235	--	59,111	233,201	175,685	15,920	37,648	55,029	284,282	517,483
13	47,739	16,512	18,860	31,384	114,495	199,910	25,252	60,532	32,435	318,129	432,624
14	46,359	17,283	30,116	32,918	126,676	227,280	24,491	52,469	36,485	340,725	467,401
15	41,475	18,899	28,712	29,560	118,646	240,471	25,233	51,557	44,234	361,495	480,141
16	32,300	13,514	24,196	52,918	122,928	198,649	32,210	38,406	37,322	306,587	429,515
17	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898
〃	(7%)	(3%)	(16%)	(8%)	(34%)	(42%)	(7%)	(8%)	(9%)	(66%)	(100%)

[17年度の県民局・支局別被害額]

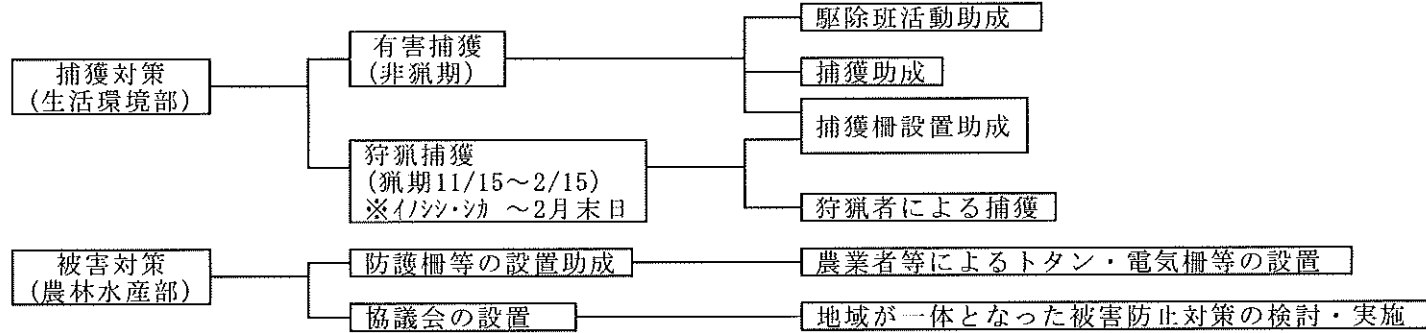
(単位：千円)

局	鳥類					獣類					合計	
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	金額	%
備前	7,071	2,496	13,094	3,362	26,023	26,742	2,400	23	10,767	39,932	65,955	16
東備	1,990	1,250	1,770	1,411	6,421	23,510	1,480	4,900	2,005	31,895	38,316	9
備中	2,350	3,000	2,000	16,500	23,850	2,550	0	0	550	3,100	26,950	6
井笠	5,254	1,300	0	730	7,284	18,426	1,310	0	1,350	21,086	28,370	7
高梁	6,672	1,770	2,500	3,570	14,512	31,564	4,737	100	1,187	37,588	52,100	12
新見	3,690	313	0	406	4,409	25,671	15,785	0	6,071	47,527	51,936	12
美作	1,390	825	4,450	3,441	10,106	21,067	530	5,165	10,721	37,483	47,589	11
真庭	2,060	390	40,000	590	43,040	6,170	3,550	0	490	10,210	53,250	12
勝英	1,650	1,525	2,700	4,850	10,725	23,210	0	24,724	4,773	52,707	63,432	15
計	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898	100

イ 被害防止対策

中山間地域をはじめとする過疎化・農林業従事者の高齢化、また、こうした状況を背景とした耕作放棄地の増加等の社会・経済活動の変化及び森林等の生息環境の変化等様々な要因によりイノシシ、シカ等の分布区域の拡大が見られるなど、被害は依然として高い水準で発生している。特にイノシシ、シカによる被害は、県下の総被害額の半数を占めており、こうした被害が、さらなる耕作放棄地の拡大をもたらすなど深刻な事態となっている。

このため、関係部局が連携して様々な被害対策（駆除班活動・防護柵・捕獲柵設置、捕獲に対する助成等）を講じるとともに、特定鳥獣保護管理計画制度を活用した個体数調整を図るなど、被害の減少と生息環境に適した生息密度管理に努めるものとする。



(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表

(第15表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲・芋類・豆類・キノコ等	←												→	県下一円
ニホンジカ	豆類・野菜・稲・植林木	←												→	県東部の生息地域
ニホンザル	豆類・芋類・果樹・シイタケ	←												→	県西部等の生息地域
ヌートリア	稲・根菜類	←												→	県下一円
ノウサギ	スギ、ヒノキ									←				→	県中北部の造林地帯
タヌキ	豆類・芋類・野菜	←												→	県下一円
スズメ類	稲				←								→	県下一円	
カラス類	果物・野菜・航空機	←												→	県下一円

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カワウ	淡水魚等	←											→				県下一円
ドバト	豆類・飼料作物	←														→	県下一円
カモ類	養殖リ・レンコン	←	→						←							→	県南部
ヒヨドリ	果樹・果物	←											→				県下一円
トビ	航空機	←														→	岡山空港, 岡南飛行場

イ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（予察捕獲）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性があり、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときのみ許可するものとする。

予察捕獲に当たっては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、適正に実施するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の森林生息獣については、中山間地域における耕作放棄地の拡大等による生息環境の変化等から生息数の増加や生息分布の拡大等による農林業被害が著しく、被害区域も拡大傾向にあることから、積極的な個体数調整を図る必要がある。

このため、イノシシについては、平成18年度から狩猟期間を延長し、ニホンジカについては、平成15年度からメスジカを狩猟獣化するとともに、平成19年度から狩猟期間を延長することとする。

また、カワウについて、近年、生息数の増加や生息分布が拡大しており、漁業被害が深刻化しており、有効な対策が必要となっているが、本種は行動範囲が極めて広範囲に及ぶことから県境を越えた広域的な対策が必要となっている。このため、国に対して本県を含めた広域での協議会の設立を働きかけていくとともに、これに向けたカワウの生息実態等についての基礎データの収集・蓄積に努めるものとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(7) 防除方法の検討

各地域ごとの被害状況等を調査・分析し、県、市町村、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等の関係者が一体となって、効果的・効率的な被害防止対策と駆除活動等の総合的な対策を推進するものとする。

(4) 個体数管理の実施

捕獲及び生息状況調査等に基づき、生息地域及び密度を推定し、適正な個体数管理に努めるものとする。

(第16表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
イノシシ	平成19～23年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、効果的な防除対策を実施するとともに、狩猟期間の延長と効果的な有害捕獲による生息密度及び被害の低減を図る。 モニタリング調査による検証と適正な個体数管理に努める。	イノシシ保護管理計画
ニホンジカ	平成19～23年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、効果的な防除対策を実施するとともに、メスジカの狩猟獣化と狩猟期間の延長及び効果的な有害捕獲による生息密度及び被害の低減を図る。 モニタリング調査による検証と適正な個体数管理に努める。	ニホンジカ保護管理計画
ニホンザル	平成19～23年度	効果的な防除対策を実施するとともに、効果的な有害捕獲による生息密度及び被害額の低減を行う。	
カワウ	平成19～23年度	県域を越えた広域の協議会の早期設立を働きかけていくとともに、生息分布や生態等についての基礎データの収集・蓄積に努める。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が発生しているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲にあたっては、迅速かつ的確に行うものとする。

イ 許可権者

(第17表)

許可権限	鳥 獣 名	備 考
各市町村長	カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト（ドバト）、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボンガラス、ハシブトガラス、ニホンザル、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア及びノウサギの捕獲等に限る。	
各県民局長	上記市町村長権限以外で次のもの (7) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等	

※次の場合は環境省地方環境事務所長権限

(7) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等、(イ) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等、(り) かすみ網を使用する猟法による捕獲等

ウ 許可基準

(第18表)

(7)原 則	鳥獣の生息状況への影響及び捕獲に伴う危険等を配慮し、捕獲等実施者の数、捕獲区域、期間及び数量は必要最小限とする。
(イ)許可対象者	被害者又は被害者から依頼された者（国、地方公共団体、その他環境大臣の定める法人を含む。）とする。
(ウ)捕 獲 等 実 施 者	原則として、当該申請前1ヶ年間に岡山県の狩猟者登録を受けた者とする。（規則第2条に定める猟具を使用する場合は、当該捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けた者とする。）
(エ)期 間	原則として、被害発生時期内の期間とする。 ただし、捕獲実績等で被害の発生が予察される場合、飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合はこの限りでない。 なお、狩猟期間中及びその前後各半月程度並びに有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖時期はできる限り避けるものとする。
(オ)区 域	特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（銃器又は環境省令で定めるわなを使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域については、慎重に取り扱うものとし、特別保護地区内及び規則同条同項同号ハからチまでに掲げる区域での捕獲は、原則として許可しないものとする。
(カ)方 法	法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法及び法第36条の規定により禁止されている危険猟法は、原則として許可しないものとする。 また、わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。 a 獣類の捕獲を目的とする場合（Cの場合を除く） （a）くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（ただし、輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、上記基準によらないことができるものとする。） （b）とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。 b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合 （a）くくりわなを使用した方法の場合は、aの(a)に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。 （b）ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、囲いわなや脱出可能な脱出口を設けたはこわなの使用に努めること。 c ツキノワグマの捕獲を目的とする場合は、はこわなに限るものとする。 また、水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定した地区にあつては、鉛散弾は使用できないこととする。 なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃すおそれがあるため、原則として、中・小型鳥類に限って許可するものとする。
(キ)そ の 他	a 鳥類の卵の採取等は、次の場合にのみ許可するものとする。 （a）現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。 （b）建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。 b 銃器とわなの重複による捕獲は、できる限り避けるものとする。

※ただし、特定鳥獣保護管理計画を策定した鳥獣については、この基準に加え、計画書に記載された内容による。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲を適正かつ計画的、効果的に推進するため、地域の被害等の実情に応じ、県、市町村、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体、農業団体、農業従事者等の関係者が連携し、捕獲体制の整備と充実を図るものとする。
有害鳥獣駆除班については、県下市町村に結成されており、地域の実情に応じた適正な配置に努めるとともに、その活動を支援するものとする。また、技術の優れた者の加入やわなの利用促進等捕獲技術の向上を図るとともに、隣接する地域が連携した広域捕獲を推進するものとする。

イ 指導事項の概要

- (ア) 捕獲等実施者は、原則として被害地と同一市町村内に居住する者とするが、駆除班の編成上必要な場合はその周辺に居住する者も認めるものとし、捕獲等の依頼に応じて迅速に従事できる者であること。
- (イ) 捕獲等実施者は、捕獲等に従事する場合は、関係法令及び許可内容を遵守するとともに、鳥獣捕獲等許可証又は従事者証を携行し、有害鳥獣捕獲等に従事する旨を表示した腕章等を着用すること。
- (ウ) 駆除期間は、鳥獣類とも原則として1カ月以内とする。ただし、わな等を使用するなど特別な事由がある場合は、3カ月間を限度とする。
- (エ) 狩猟期間中における鳥獣保護区及び休猟区に係る許可は、極力行わないものとする。また、狩猟期間の前後各半月程度は、一般の狩猟者や住民から狩猟の延長と誤認される恐れがあるため、これらの時期の許可は、できる限り避けること。
- (オ) イノシシ等移動性の高い有害鳥獣の捕獲区域は、原則として市町村を単位とし、その他の有害鳥獣の捕獲区域は、原則として大字を単位とした区域を基準に被害状況や当該鳥獣の生息状況を勘案の上、効果的な区域とする。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

有害鳥獣捕獲についての許可基準に準じるものとし、特定計画の目標の達成のため、必要かつ適正な捕獲数、期間及び区域等とする。

5 その他特別の事由の場合

- (1) 学術研究及び有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等についての基準の設定

ア 許可権者

(第19表)

区分	飼養目的	その他
知事		下記の条件で、その捕獲等対象地域が複数の県民局にわたる場合
各県民局長	かすみ網を使用する以外の猟法によるメジロの捕獲等	(ア) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等
各市町村長		傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合で次に該当するもの (ア) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）以外の鳥獣 (イ) かすみ網を使用する以外の猟法による対象鳥獣の捕獲等

※次の場合は環境省地方環境事務所長権限

- (ア) 国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲等、(イ) 希少鳥獣（規則第4条別表第2）の捕獲等、(ウ) かすみ網を使用する猟法による捕獲等

イ 許可基準

(第20表)

区 分	飼 養 目 的	そ の 他
(7) 原 則	愛がんのための飼養の目的の捕獲等は原則として許可しないものとし、「特別の事由」がある場合にのみ許可するものとする。	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行、傷病により保護を要する鳥獣の保護、博物館・動物園その他これに類する施設における展示、養殖している鳥類の過度の近親交配の防止、鶺鴒飼漁業への利用等の場合で、それぞれの目的に照らして特に必要が認められる場合に必要最小限の範囲で許可するものとする。
(イ) 許可対象者	飼養する本人又は、本人から依頼された者で、飼養する本人が次の各号のいずれにも該当する者とする。 a 現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ過去5年以内に愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない者 b 原則として山野で野鳥観察ができない者（病人、身体障害者、高齢者等） c 同一世帯内に飼養している者がいない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行 鳥獣行政事務担当職員 ・ 傷病により保護を要する鳥獣の保護 鳥獣行政事務担当職員 鳥獣保護員等 ・ 博物館・動物園その他これに類する施設における展示 博物館、動物園等の飼育者等 ・ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 鳥類の養殖を行っている者等 ・ 鶺鴒飼漁業への利用 鶺鴒飼漁業者等 ・ その他 捕獲等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。
(ロ) 捕獲期間	原則として、1ヶ月以内とし、繁殖時期の捕獲は許可しないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行 1年以内 ・ 傷病により保護を要する鳥獣の保護 1年以内 ・ 博物館・動物園その他これに類する施設における展示 6ヶ月以内 ・ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 6ヶ月以内 ・ 鶺鴒飼漁業への利用 6ヶ月以内 ・ その他 獲等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。
(エ) 捕獲区域	原則として、申請者の住所地と同一の市町村の区域内とし、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとする。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
(オ) 捕獲方法	法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。	法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、捕獲の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
(カ) 鳥獣の種類・数	a メジロに限る。 b 1世帯1羽とする。	捕獲等の目的を達成するために必要と認められる最小限の種類、員数とする。

※ただし、特定鳥獣保護管理計画を策定した鳥獣については、この基準に加え、計画書に記載された内容によることとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防のため、市街地その他住宅が密集している場所、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所及び公道沿線等銃猟に危険が伴うと予想される場所において、第9次鳥獣保護事業計画終了時点で、53箇所(29,538ha)を銃猟禁止区域に指定している。

本計画においても、引き続き銃猟に伴う危険の予防のため、本計画期間中に期間満了を迎える15箇所(12,765ha)の銃猟禁止区域を特定猟具使用禁止区域(銃猟)として再指定するとともに、地域の実情を踏まえながら積極的に指定するものとする。(笠井山(220ha、岡山市)、溜川(35ha、倉敷市)を新たに指定する。)

なお、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所等わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、地域の実情等を踏まえながら指定に努めることとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第21表)

	既指定特定区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具禁止区域							本計画期間に区域拡大する特定禁止区域					
		19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
銃猟に伴う危険を予防する区域	箇所	53	箇所	1		1			2					
	面積	29,538 ha	変動面積	ha		35		220		255	ha			
わな猟に伴う危険を予防する区域	箇所		箇所											
	面積	ha	変動面積	ha										

		本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具禁止区域					計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具禁止区域**		
		19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22			23	計(E)
銃猟に伴う危険を予防する区域	箇所													2	55
	面積	ha						ha						255 ha	29,793 ha
わな猟に伴う危険を予防する区域	箇所														
	面積														

* 箇所数については (B)-(E) 面積については (B)+(C)-(D)-(E) ** 箇所数については (A)+(B)-(E) 面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第22表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止 区域名称	指定面積	指定期間	備考	特定猟具 禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止 区域名称	指定 面積	指定 期間	備考
平成 19 年度 計	倉敷市玉島	溜川(銃猟) 1ヶ所	35ha 35	19年11月1日から 29年10月31日まで	新設					
平成 20 年度 計	岡山市西大寺 瀬戸内市邑久町豆田 岡山市乙子 津山市国分寺	邑上橋(銃猟) 乙子(銃猟) 吉井川加茂川(銃猟) 3ヶ所	430ha 20 1,300 1,750	20年11月1日から 30年10月31日まで " "	再指定 " "					
平成 21 年度 計	岡山市原 岡山市玉柏 岡山市建部町福渡 瀬戸内市牛窓町牛窓 美作市江見	笠井山(銃猟) 竜ノ口(銃猟) 建部(銃猟) 牛窓(銃猟) 総合中央公園(銃猟) 5ヶ所	220ha 1,035 270 737 125 2,387	21年11月1日から 31年10月31日まで " " " "	新設 再指定 " " "					
平成 22 年度 計	岡山市西庄 和気町佐伯 倉敷市児島稗田町 倉敷市福田町浦田 笠岡市笠岡干拓地 真庭市余野上 真庭市蒜山上長田	芥子山(銃猟) 本久寺(銃猟) 鷲羽山カ行イン(銃猟) 種松山(銃猟) 笠岡(銃猟) 栄進牧場(銃猟) 花園(銃猟) 7ヶ所	185ha 25 2,825 1,135 4,334 40 274 8,818	22年11月1日から 32年10月31日まで " " " " " "	再指定 " " " " " "					
平成 23 年度 計	鏡野町越畑	香々美ダム(銃猟) 1ヶ所	30ha 30	23年11月1日から 33年10月31日まで	再指定					
計		17ヶ所	13,020							

2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特に休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想される場合の危険防止等の観点から、特定猟具の使用の制限が必要な区域について指定することができることとされているが、過去の状況から判断して特に必要が認められないため指定しないものとする。

3 猟区設定のための指導

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- (1) 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- (2) 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、所管する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- (3) 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により農林水産業被害等が深刻化している鳥獣があるなかで、生息環境の悪化等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣も存在している。これらの鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものについて、科学的知見を踏まえ専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら作成するものとする。計画においては保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じ、計画的な保護管理対策を推進するものとし、もって、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資するものとする。特に広域に分布、移動する鳥獣について、地域の実情を踏まえながら、関係県との連携や情報の共有等による広域的な保護管理の実施に努めるものとする。

なお、下記以外の鳥獣については、必要に応じて作成の検討を行うものとする。

(第23表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	イノシシの個体数調整 イノシシによる農林業被害の軽減	イノシシ	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	県下全域	継続(第2期)
平成18年度	シカの個体数調整 シカによる農林業被害の軽減	ニホンジカ	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	備前・美作県民局管内 のうち必要な地域	継続(第2期)
平成18年度	ツキノワグマの個体数維持 ツキノワグマによる被害防止対策	ツキノワグマ	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで	県下全域	継続(第3期)

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、有害鳥獣の捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。

調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

野生鳥獣の生息状況を把握し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の整備に資するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

(第24表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
主要な鳥類及び獣類	平成19～ 23年度	関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により種類、分布状況、繁殖状況等について把握する。	県内一円	通年

(3) 希少鳥獣等保護調査

(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	平成19～ 23年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、出没情報の収集に努め、聞き取り・痕跡調査を行うとともに、必要に応じて捕獲による個体調査及び耳標等の装着によるモニタリング調査を行い、生息状況、個体数、行動圏、習性等について把握する。	県内一円	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第26表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地 (児島湖・阿部池、百間川、錦海、旭川ダム、日生諸島、玉島・水島沖、笠岡干拓、新成羽川ダム、美穀湖、湯原湖、深山公園、旭川、吉井川、日古木大池、寄島干拓 15か所)	平成19 ～23年度	毎年現地において、種類別の個体数調査を行う。 一般調査：11月上～中旬 一斉調査：1月中旬(全国一斉調査日)	調査地の保護区等指定状況 鳥獣保護区 5箇所 特定猟具禁止区域(銃猟) 7箇所 その他 3箇所

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 既指定の鳥獣保護区等における鳥獣の生息環境を維持・改善するための資料となる生息状況、生息環境及び被害状況調査等を実施する。

イ 鳥獣保護区等の指定効果を把握するための鳥獣の生息状況調査等を実施する。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息状況を調査し、生息概数及び増減傾向等を把握することにより狩猟の適正化に資する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

(第27表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ、ヤマドリ イノシシ、ニホンジカ	平成19 ～23年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を推定して鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、保護管理計画に基づくモニタリング調査を実施する。	

(3) 放鳥効果測定調査

(第28表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成19 ～23年度	羽 16,000	足環	羽 16,000	足環の回収による	

(4) 狩猟実態調査

必要に応じ、狩猟者に対し、鳥獣の生息状況、捕獲状況、出猟状況及び鳥獣保護と狩猟制度等についてアンケート調査を行う。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣の防除対策に資するため生息状況等を調査する。

(2) 調査の概要

(第29表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ	平成19 ～23年度	生息数及び分布状況調査：アンケート、痕跡、ライトセンサ法等により生息数の増減を推測する。 生息環境調査：森林の植生等の生息環境を調査する。 被害発生状況調査：農林作物の被害状況を調査する。	特定鳥獣保護管理計画によるモニタリング調査の実施
カワウ	平成19年度	生息数及び分布状況調査：繁殖・移動・分布状況等調査する。 被害発生状況調査：漁業の被害状況を調査する。	広域対策へ向けた基礎データの収集

第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

野鳥保護の一環として、愛鳥週間等を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図るものとする。また、傷病鳥獣の保護について、鳥獣保護センターの充実を図るとともに、野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広報活動(マスメディア等) 岡山野鳥保護のつどい 県内各地探鳥会 愛鳥作品の募集 愛鳥作品の展示	←→	←→					←→			←→			←→	各地域野鳥の会の協力 愛鳥ポスター、写真 "

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第31表)

平成19～23年度	
愛鳥週間行事等	県下各地において、野鳥の会等の関係団体の協力を得て、地域住民や小中学校児童生徒等を対象とした探鳥会、講演会、食餌木の植栽等を行う。 小中高生を対象とした愛鳥ポスターを募集し、各地で展示会を開催する。

2 野鳥の森等の整備

野鳥をはじめとして昆虫や植物を含む自然環境の保全を図りながら自然の中で野鳥にふれあうことにより、体験的に自然の仕組みを学び、豊かな情操を養うことができる場として整備した「野鳥の森」の活用を進める。

(第32表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設整備の概要	利用の方針	備考
三徳園 小鳥の森	昭和43	岡山市竹原	ha 4	探鳥路360m、バードバース5基、食餌木2,885本、食餌台10基	野鳥観察の場 として活用	三徳 鳥獣保護区
県立 森林公園	昭和50	鏡野町上斎原	334	遊歩道21km、林間園地5箇所	"	森林公園 鳥獣保護区 ^特

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設整備の概要	利用の方針	備考
大平山 野鳥の森	昭和53 ～55	瀬戸内市 邑久町虫明	12	探鳥路1,251m、バードハース7基、食餌木3,361本、食餌台3基、 野鳥観察舎1棟、案内板6基、解説板9基、ベンチ7基、指導標4基	〃	大平山 鳥獣保護区
21世紀の森	昭和56	吉備中央町 吉川	30	野鳥観察舎1棟、自然観察道4,600m	〃	吉備高原 鳥獣保護区
恩原湖 野鳥の森	昭和61 ～62	鏡野町上齋原	35	探鳥路2,000m、駐車場530㎡、食餌木550本、食餌台6基、 野鳥観察舎2棟、案内板6基、解説板6基、便所1棟、広場1,670㎡、 指導標11基、ベンチ7基	〃	恩原湖 鳥獣保護区
高妻山 野鳥の森	昭和63 ～平成元	矢掛町矢掛	70	探鳥路520m、駐車場1,503㎡、食餌木253本、指導標4基、野鳥観 察舎1棟、案内板1基、解説板2基、便所1棟、広場400㎡、ベンチ2基	〃	高妻山 鳥獣保護区 [㊦]
たけべ 野鳥の森	平成2	岡山市 建部町田地子	55	木道15.8m、指導標2基、野鳥観察舎1棟、案内板2基、解説板6基、 便所1棟、給餌台30基、ベンチ15基	〃	たけべの森 鳥獣保護区
岡山県自然 保護センター	平成3	和気町田賀	100	センター棟、湿性植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等	〃	自然保護センター 鳥獣保護区
天神山 野鳥の森	平成4 ～5	高梁市 成羽町坂本	50	探鳥路1,769m、駐車場200㎡、指導標10基、休憩舎1棟、案内板3 基、解説板1基、便所1棟、給餌台10基、ベンチ6基、バードハース3基	〃	成羽天神山 鳥獣保護区 [㊦]
津谷 野鳥の森	平成6 ～7	美作市右手	9	探鳥路1,149m、野鳥観察舎1棟、休憩舎1棟、案内板2基、 解説板3基、指導標7基、ベンチ7基	〃	梶並右手 鳥獣保護区
児島湖ふれ あい野鳥 親水公園	平成14	玉野市八浜	0.2	野鳥観察舎1棟、水質浄化施設1基、ビオトープ整備、植樹	〃	児島湖 鳥獣保護区

㊦は特別保護地区

3 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。
このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、安易な餌付けが野生鳥獣に及ぼす影響等について、県民、観光事業者・観光客等に対する普及啓発等に努めるものとする。
また、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物の放置等が結果として鳥獣への餌付けにつながり、被害を誘引することになること等について地域社会等での普及啓発にも努めるものとする。

(2) 年間計画

(第33表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止 生ゴミの適切な処理や未収穫 作物の放置の防止	←												→	広報誌、 チラシ等	一般県民 農業者 等

4 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣に関する法令について広く県民に周知徹底を図る。

(2) 年間計画

(第34表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
希少鳥類の保護 かすみ網の所持等 飼養の適正化 有害鳥獣捕獲制度 鳥獣保護法の遵守	←			→										県・市町村の広報誌 テレビ・ラジオ、新聞 ポスター、パンフレット ホームページ	一般県民 狩猟登録者等
	←												→		
	←												→		
	←			→									→		

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針
鳥獣保護事業の適切な実施のため、鳥獣保護管理担当職員を配備する。

(2) 設置計画

(第35表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部自然環境課		3	3		3	3	鳥獣保護及び狩猟に関する事務全般 ・鳥獣捕獲許可事務に関する事 ・鳥獣保護区等の指定等に関する事 ・鳥獣保護区特別保護地区の許可事務に関する事 ・有害鳥獣駆除事業の事務に関する事 ・狩猟免許に関する事 ・狩猟者登録に関する事（県外者登録を除く） ・鳥獣事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に関する事 ・放鳥事業に関する事 ・鳥獣保護関係諸調査に関する事 ・鳥獣保護員の勤務、その他指導に関する事 ・狩猟違反取り締まりに関する事 ・愛鳥思想の普及啓発に関する事 ・その他鳥獣保護及び狩猟に関する事務
備前県民局農林水産事業部森林課		2	2		2	2	
東備支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	
備中県民局農林水産事業部森林課		2	2		2	2	
井笠支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	
高梁支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	
新見支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	
美作県民局農林水産事業部森林課		2	2		2	2	
真庭支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	
勝英支局地域農林水産室森林課		2	2		2	2	

(注) 計画終了時の設置計画については、県行政組織の再編が平成21年度に行われることから、その結果を踏まえ見直しを行うものとする。

(3) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物保護研修	環境省環境調査研修所	5月	1	全 国	1	野生生物の保護に関する事 鳥獣行政担当職員等	
野生鳥獣保護管理技術者育成研修	環 境 省	随 時	随 時	全 国	1	特定鳥獣保護管理計画に関する事	

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目的	備 考
鳥獣保護業務担当者研修会	岡 山 県	4、9月	2	全 県	23	鳥獣保護及び狩猟に関すること 鳥獣行政担当職員等	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者を鳥獣保護員として委嘱し、地域に密着した活動が可能となるよう県下全域に配置することにより鳥獣保護行政の円滑な推進を図るものとする。

(2) 設置計画

(第37表)

基準設置数 (A)	平成18年度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)	充足率(C/A)
78 人	89 人	114 %	人	人	人	人	人	89 人	114 %

(3) 年間活動計画

(第38表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護施設の管理 狩猟登録者の指導 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣生息調査等の補佐 鳥獣保護思想の普及 法第76条に規定する司法警察員 への連絡 法第75条の規定による立入検査	←		→				←					→	岡山県鳥獣保護員業務要領に基づき、狩猟期間中は週2回、その他の期間は月2回、年間46日以上勤務する。
	←						←					→	
	←		→					←				→	
	←		→					←				→	
	←											→	
	←											→	

(4) 研修計画

県民局において、鳥獣保護員の資質の維持と向上を図るため研修を行う。また、必要に応じて自己研修に必要な図書等の配布を行う。

(第39表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目的	備 考
鳥獣保護員研修会	県民局	10月	1回	県民局管内	15~30	法令等の所要の知識の習得を図る。	

3 保護管理の担い手の育成

鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるよう免許更新の機会等にその講習を行うものとする。また、近年の狩猟者の動向は、減少・高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許所持者の確保が急務となっている。こうした中、「網・わな免許」の取得者が増加傾向にあり、狩猟免許試験の周知や講習会の開催等狩猟免許制度について、狩猟関係団体と連携し普及啓発を行うものとする。特に、平成19年度から、わな猟のみを行うとしている者について、「わな猟免許」のみの取得が可能となり、免許取得の負担が軽減されることから、「わな猟免許」の取得促進のための普及啓発を行うものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センター（池田動物園、県自然保護センター、津山市鶴山公園動物園）の機能と体制の充実に努めるものとする。特に、拠点施設である池田動物園の野生鳥獣保護専用施設においては、専属の看護職員を配置し、他のセンターとの連携を図りながら、傷病鳥獣の治療・看護をはじめ、ヒナや出生直後の幼獣の誤認救護防止等野生鳥獣の取り扱い等の正しい知識の普及啓発にも努めるものとする。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備し、狩猟の取り締まり・指導にあたるほか、岡山県警察本部、（社）岡山県猟友会の狩猟指導員の協力を得て、人身事故・法令違反の絶無、狩猟マナーの向上を目指して積極的な指導取り締まりを行うものとする。

(2) 年間計画

(第40表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲、違法飼養取締り 狩猟禁止区域での狩猟取締り 無登録者、登録証不携帯取締り 違法猟具の使用取締り 狩猟捕獲報告	←												→	鳥獣保護員、市町村、所轄警察署との連携を密にし、指導取締りを行うものとする。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

イノシシ、シカ、カワウ等一部の野生鳥獣の生息分布等が拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。
このような中、本県では平成12年度にツキノワグマ保護管理計画を策定し、狩猟による捕獲を禁止するとともに、平成15年度にはニホンジカ保護管理計画によるメスジカの狩猟獣化と捕獲頭数緩和、平成18年度には、イノシシ保護管理計画による狩猟期間の延長を行うなど個体数管理や防除対策等の方策に取り組んでいるところである。また、カワウ等の広域的に分布、移動する鳥獣について、生息・被害状況等を踏まえ関係県の連携による広域的な鳥獣保護管理の取り組みが課題となっている。さらに、適切な鳥獣保護管理を推進していくために専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成確保が必要となっている。

- ・ 鳥獣保護区等の指定については、鳥獣による農林水産業被害等の深刻化などを背景に新規指定が困難な状況となっている。
- ・ 鳥獣保護事業実施の補助者として鳥獣保護員を配置しているが、鳥獣保護管理についての助言・指導等さらなる専門性の確保が求められている。
- ・ 狩猟は、自然の恵みを楽しむとともに、有害鳥獣捕獲等を通じて、バランスのとれた生態系の維持など鳥獣保護管理に重要な役割を果たしているが、その担い手である狩猟者について高齢化、減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する知識・技術の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要となっている。また、事故や法令違反防止にむけて、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令遵守等の一層の適正化が求められている。
- ・ 違法な飼養、傷病鳥獣の誤認救護、安易な餌付けの問題等が生じており、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組みが課題となっている。
- ・ 鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生等により関心が高まっており、野鳥との関わりや野鳥との接し方等に関する情報提供等の役割が求められている。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

岡山県版レッドデータブックにおける絶滅危惧種及び危急種に該当する鳥獣とし、希少鳥獣の適切な保護管理のため、種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況並びに生活環境及び農林水産業等の被害状況の把握に努めるものとし、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るとともに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる鳥獣については、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

外来鳥獣等の適切な管理のため、生息状況並びに農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとし、被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

3 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

該当なし

4 狩猟の適正管理

鳥獣の保護管理において狩猟は重要な役割を果たしており、農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきを軽減を図るため、適切な狩猟による捕獲等が鳥獣の個体数管理等に果たす役割が今後とも期待される。

こうした中、狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いており狩猟免許所持者の確保は社会的な課題となっている。一方で、狩猟事故、違法行為やマナーの低下等狩猟者の社会的信用を損ね、信頼性を低下させる等の課題も生じている。

このため、狩猟者確保のための普及啓発を行うとともに、免許試験及び講習により狩猟事故及び違法行為の防止並びにマナーの向上等狩猟者の資質向上を図るものとする。

5 入猟者承認制度に関する事項

該当なし

6 指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から必要な区域について指定するものとし、特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握、分析し、関係機関及び土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在、法第12条第2項に基づく鉛製銃弾使用禁止区域にあつては、現行規制の評価を行いつつ、必要に応じて、指定猟法禁止区域の指定を検討するものとする。

また、鉛製銃弾以外であつて、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集、分析を行い、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を検討する。

7 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法な飼養の根絶を図るため、愛がん飼養を目的とした捕獲許可にあたっては、許可基準を遵守するとともに、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うとともに、長期更新個体については、羽毛の光沢、行動の敏捷性等高齢個体の特徴を視認するなど、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

イ 装着許可証のき損等による再交付は原則として行わず、き損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

ウ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

飼養を目的とする違法な捕獲は、主として繁殖期及び春・秋の渡来期を中心に行われている事例が多いので、この時期を重点的に取締まる。特にかすみ網については所持・販売が禁止されており、これを用いた違法捕獲の取締りを強化する。また、ペットショップ等には、機会あるごとに店頭販売物を監視して違反物の早期発見に努める。

8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、次のいずれにも該当する場合に許可するものとし、販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

・販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

・捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

9 傷病鳥獣救護の基本的な対応

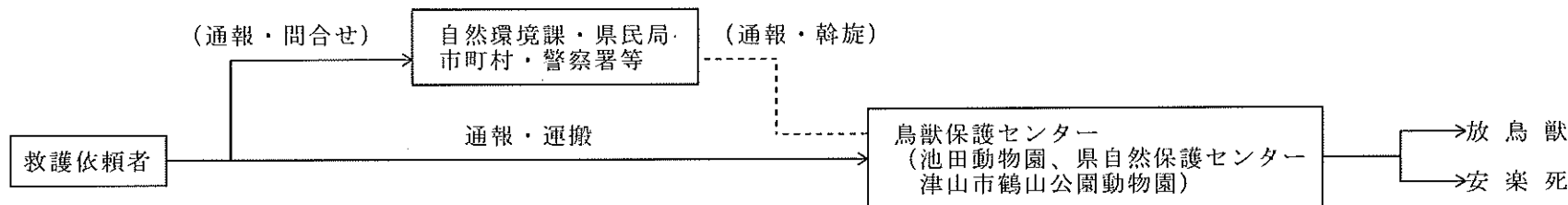
近年、イノシシ、シカ、カラス、ドバト等特定種の生息数が増加し、生活環境や農林水産業等への被害が拡大するなか、動物愛護思想の高まりから、狩猟及び有害捕獲対象鳥獣や救護することが野生復帰の障害となる鳥類の卵、ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認した救護依頼が増加している。

このため、救護対象鳥獣は、原則として狩猟鳥獣及び希少種以外の鳥類のヒナ、卵は除くものとする。

傷病鳥獣の保護センターへの搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、市町村、県等の行政機関はその通報、及び斡旋等の支援活動を行うものとする。

油汚染事故等で大量の救護が予想される場合は、県、市町村、消防防災担当部局及び鳥獣保護センターとの緊密な連絡体制を整備し、迅速な救護活動を支援するとともに、野生復帰不可能個体についても適切な取り扱いを指導する。

〔傷病鳥獣救護の体制〕



10 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備え、関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制の整備並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等の住民への情報提供等に努めることとし、防疫演習や研修会を開催するとともに、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には対策本部を設置し、防疫・その他の対策を講じるものとする。

【 参 考 】

第1次～第9次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区・休猟区の指定状況

区 分	第1次 (昭和39～41)					第2次 (昭和42～46)				
	計 画		実 績		達成率%	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
鳥獣保護区	33	22,080	33	22,080	100	44	25,565	46	25,248	99
特別保護地区						17	1,198	15	1,245	104
休 猟 区	50	90,000	50	90,000	100	68	96,000	65	98,437	103

区 分	第3次 (昭和47～51)					第4次 (昭和52～56)				
	計 画		実 績		達成率%	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
鳥獣保護区	61	31,127	59	31,260	100	67	34,901	66	34,289	98
特別保護地区	24	2,053	15	1,608	78	18	1,608	12	1,221	76
休 猟 区	91	149,962	96	143,709	96	82	136,156	80	133,052	98

区 分	第5次 (昭和57～61)					第6次 (昭和62～平成3)				
	計 画		実 績		達成率%	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
鳥獣保護区	69	36,131	67	32,458	90	69	34,211	69	34,151	100
特別保護地区	13	1,540	9	965	63	9	965	9	965	100
休 猟 区	83	135,311	81	135,758	101	68	140,270	67	140,290	100

区 分	第7次 (平成4～8)					第8次 (平成9～13)				
	計 画		実 績		達成率%	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
鳥獣保護区	72	33,620	72	33,198	99	78	34,963	76	32,963	94
特別保護地区	11	1,100	11	1,100	100	13	1,326	12	1,245	94
休 猟 区	46	128,740	46	126,082	98	46	118,923	23	53,666	45

区 分	第9次 (平成14～18)				
	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	
鳥獣保護区	73	31,402	69	28,948	92
特別保護地区	12	1,320	11	1,220	92
休 猟 区	24	52,515	15	24,760	47